

生存科学研究ニュース

VOL.24. No.2 2009.7 発行

発行 財団法人 生存科学研究所

〒104-0061 東京都中央区銀座4-5-1

電話 03-3563-3518 FAX 03-3567-3608

Eメール seizon@mx1.alpha-web.ne.jp

Web address <http://w1.alpha-web.ne.jp/~seizon>

生存科学研究所新体制

平成21年6月9日に開催された第2回理事会により平成21年6月1日から平成23年5月31日の任期で、以下の通り、執行体制が決まりました。

理事長

大塚 正徳 日本学士院会員・東京医科歯科大学名誉教授

副理事長

青木 清 人間総合科学大学院教授・上智大学名誉教授

専務理事

丸井 英二 順天堂大学医学部公衆衛生学教室教授

常務理事

大林 雅之 東洋英和女学院大学教授

府川 哲夫 国立社会保障・人口問題研究所部長

藤原 成一 日本大学芸術学部講師

理事

大槻 磐男 東京慈恵医科大学客員教授・九州大学名誉教授

小泉 英明 日立製作所 フェロー・科学技術振興機構 領域統括

小島 静二 小島歯科クリニック院長

鈴木 雪夫 東京大学名誉教授・多摩大学名誉教授

高木 廣文 東邦大学医学部看護学科教授

津谷喜一郎 東京大学大学院薬学系研究科・医薬政策学客員教授

松下 正明 東京都健康長寿医療センター理事長

監事

小川 春男 亜細亜大学学長

神谷 恵子 弁護士

理事長ご挨拶 大塚 正徳



このたび伝統ある生存科学研究所の理事長に選出され、責任の重さを痛感しています。早速、青木副理事長、丸井専務理事とともに、月に一度、定例の三役会を開くこととして、研究所運営の基本方針を討議している所です。

私の念頭にある第一は事業の充実です。江見康一前理事長の時代から相談を進めてきたことですが、平成21年度から新たに委託研究事業として、心臓・血管および司法精神医学の二分野を取りあげ、外部の若手研究者を助成することにしました。この委託研究と、従来から行ってきた当研究所の伝統・特色である「人類の健康な生存の条件確保」を目的とする自主研究とを、バランスを取りながら、当研究所の事業の基本としたいと考えています。

今期から新理事として大槻磐男、松下正明両先生に、また新評議員として真崎知生、御子柴克彦両先生に就任して頂くことが出来ました。今後は理事会、評議員会の英知をお借りして、当研究所の発展のため力を尽くす所存ですので、皆様のご指導とご支援をお願い致します。

副理事長ご挨拶 青木 清



生存科学研究所は故武見太郎先生が開催していましたが、生存科学研究会から始まって、その後、武見先生のご遺志を具現化して設立された研究所です。

その時期から参加していました私は、このたび、大塚理事長を補佐すべく副理事長になりました。設立されて以来の研究所の動向にはいろいろと思い出されるものがありますが、今は今日の時代に合った研究活動が求められているようにも感じます。私に何が出来るか心配するところでもありますが、私なりに大塚理事長を支えながら武見先生が残された「生存の理法」の思想は何らかの形で継承していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

専務理事ご挨拶 丸井 英二



このたび、専務理事をお引き受けすることになりました。大塚理事長、青木副理事長とともに力を合わせて、生存科学研究所を支えていきたいと存じます。

私は武見太郎先生には直接お目にかかったことはありませんが、1986年に3人目の武見フェローとしてハーバード大学で研究をする機会を与えられ、帰国以後は生存科学研究所のお手伝いを少しずつしてきました。温故知新、研究所設立の初心と志を大事にしながら、生存科学が世界的に本来の役割を果たしていくことができるよう、微力ながら努力していきたいと存じます。皆さまのご支援、ご協力をさらにお願い申し上げます。

第4回「元気と病気の間」研究会



表記研究会は、「温泉は治すのか癒すのか」と題し、2008年12月3日(水)18:00から、日本温泉気候物理医学会理事長、日本赤十字社医療センターリウマチセンター長の猪熊茂子氏による

発表と議論が行われた。

猪熊氏は、(1)日本における温泉の医学的研究についての歴史、(2)温泉療法の作用、(3)温泉療法の適応と禁忌、(4)温泉療法の経済的効果、について順に説明された。

(1)歴史。明治以降、西洋医学が発達し、温泉療法は臨床医学から閑却された。しかしその後、西洋医学への反流の一つとして温泉医学の必

要性が説かれ、1931(昭和6)年、九州帝国大学に温泉治療学研究所が設置された。1958(昭和34)年までに国立6大学に設けられるに至り、治療と研究が盛んとなった。

ところが、20世紀が終わりかける頃、経営が困難になるという問題が生じてくる。国立大学附属病院に関する行政監察に基づき、1999(平成11)年には、文部省に対して分院の廃止勧告が出された。その後の改組等を経た結果、2009(平成21)年現在では、九州大学病院別府先進医療センター、岡山大学病院三朝医療センター、鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセンターのみが残っている。

ただし、日本温泉気候物理医学会の個人会員数は、1980(昭和55)年頃を境に、むしろ大幅な増加傾向にある。2008(平成20)年5月末時点で1950名に達し、その内温泉療法医が1014名を占めている。同学会は、温泉・気候医学およびその他の理学療法に関する学術的研究ならびに医学的応用を推進することを目的としている。

(2)作用。温泉の作用は大きく三つに分かれる。1)物理的作用：温熱、水圧、浮力などが体に作用する。2)化学的作用：二酸化炭素や硫黄など温泉の成分が体に作用する。3)心理的作用：普段とは異なる温泉地に身を置くことが心と体に作用する。

(3)適応と禁忌。温泉浴用の一般的適応症には、筋肉痛、関節痛、運動麻痺、慢性消化器病、冷え症、疲労回復、健康増進などが挙げられ、泉質別適応症には、炭酸水素泉の末梢循環障害や硫黄泉のアトピー性皮膚炎などがある。温泉浴用の一般的禁忌症には、病気の活動期(特に熱のあるとき)、重い心臓、肺、腎臓疾患、出血性疾患、高度の貧血などがあり、泉質別禁忌症には、酸性泉の皮膚乾燥症などがある。また、温泉飲用の泉質別適応症には、含鉄泉の鉄欠乏性貧血など、温泉飲用の泉質別禁忌症には、硫酸塩泉の下痢などがある。

(4)経済的効果。温泉療法には、疾病の治療・予防、健康の増進を通じた医療費削減効果があり、温泉を活用した保健事業を推進している地方自治体も少なくない。一例として、長野県北御牧村では、老人一人あたり診療費を3年間で17.4%減らした実績がある。

その後の議論では、各温泉の入り口付近に禁忌とともに効能も表示されているが、医薬品や健康食品などにおいては薬事法等により効能効果に関する表記が厳しく制限されていることと比べて不公平ではないか、という意見が出

された。続いて、温泉の効果についてのエビデンスの有無に論点に移り、猪熊氏が理事長を務めている日本温泉気候物理医学会では、温泉について科学的な説明をする研究がなされている、という補足説明がされた。例えば、酸性が強い温泉に入ったアトピー性皮膚炎の患者が良好に向かった事例において、酸性液に浸かるという介入効果とは別に、その温泉に含まれていたマグネシウムイオンが炎症抑制に強く働いていたことを明らかにした研究である。このような研究はいわばピンポイント的である。だが、転地効果などを含めたトータルな意味での温泉効果を調べる研究は、ランダム化や盲検化が困難なために進んでいない。

これに対して、ランダム化は技術的には可能である。ランダム化比較試験のファンドや組織が困難である。また現代的な意味でのエビデンスに基づかない部分を切り捨ててよいのか、という意見が出された。エビデンスを蓄積することは行いつつ、ナラティブな効果も含めた中間的な部分の方法論も同時に構築することで、これまでの温泉文化を維持できるのではないかという指摘もなされた。

さらに、うつ病や悪性新生物に対する禁忌の問題も議論されて、会は終了した。

(長澤道行, 津谷喜一郎)

口腔システム研究会

表記研究会は、2009年6月10日(水)18:00より生存科学研究所会議室において開催された。今回は、歯科医学の中で顎顔面口腔領域が一つの生体システムとして認識されるまでの歴史的背景について荒谷昌利(荒谷デンタルクリニック院長)が講演を行った。

歯、歯周組織、舌、顎関節などの要素から構成される顎顔面口腔領域は一つの開放システムとして、周囲の組織や器官、また他の生体システムと常に動的に連携している。システムとは、より小さな単位に還元することのできない性質を持つまとまりを持った全体であり、各々の構成要素は独立しているわけではない。従って、口腔システムを包括的に理解するには、従来の咬合学が採ってきた分析的方法では十分ではないと考えられる。

ところで咬合学は未だに論争の尽きない、歯科医学における大きなテーマのひとつである。今回は、現在までの咬合学において何が解明されて何が未解明なのかを考察するために、咬合学が辿ってきた歴史を検証することから始め

た。

米国歯科補綴学会発行の学術用語集 GPT-7 には、咬合の定義として「上下顎の歯あるいは歯冠修復物における咬合面間の静的な関係」と書かれている。これは初期の歯科補綴専門医が、無歯顎に付与する上下総義歯の咬合面間の静的な関係を捉えることこそが咬合を理解することであるというパラダイムを、現在の歯科補綴医たちも未だに踏襲していることを意味する。しかし生体において、上下咬合面間の静的な関係というのは、正常では嚥下時における瞬間でしかあり得ない。システム論的視点から口腔システムを理解するためには、口腔システムを時間軸における動力学として捉える必要があると考えられる。最も深刻な歯科的病態である無歯顎に対して考察してきた先人たちによる手法から発展してきた従来型の咬合学から脱皮し、生物学に基づいた新たなパラダイムを模索すべく、本研究を今後続けていきたい。

平成 22 年度生存科学研究所委託研究の募集

生存科学研究所では平成 22 年度委託研究の募集をいたします。詳細は以下のとおりです。

1. 委託研究の趣旨

①基礎医科学・臨床医学・社会医学・保健科学など、人類の健康の維持と増進および疾病の治療と予防に関する研究の推進を目的とする。

②生存に関する諸問題の中で、法律と医療との関わりは、医療従事者はもちろんのこと医療受療者にとっても、常に重要な課題であり続けている。とりわけ、精神医学は、医療行為自体が対象者である精神障害者の人権を損なうという側面を持っていることを理由に、いつも法の規制下に置かれているという状況、あるいは刑法 39 条により精神障害者は触法行為に対して責任能力を喪失ないし減免されるという状況などに象徴されるように、法律との間には切っても切れない関係がある。精神医学と法学との関連を論じる学問を司法精神医学と称しているが、今回の公募テーマを、医学の中でも未だ十分な検討が加えられていない司法精神医学における学問と医療の進歩を願って、「こころと法律、司法精神医学に関わる諸問題」という幅広いテーマとした。

公募される個別的な課題としては、犯罪

学、犯罪心理学、犯罪社会学などから、犯罪精神医学、責任能力・意思能力論、刑事・民事精神鑑定、医療観察法、司法精神科医療に至るまで、精神医学のみならず、種々の学際的な関連分野からの問題意識が含まれることになる。

2. 平成 22 年度委託研究募集課題
 - ①心臓・血管に関する研究
 - ②こころと法律、司法精神医学に関わる諸問題
3. 助成額および募集件数
1 件に 100 万円を助成し、計 8 件を募集する。
4. 応募資格
我国の大学またはそれに相当する研究機関において、上述分野の研究を主導的に実施している個人またはグループを研究委託の対象とする。
5. 応募期間
平成 21 年 8 月 15 日～平成 21 年 9 月 30 日
6. 応募方法
所定の申請書に必要事項を記入の上、当研究所事務局に郵送（またはメールで送付）する。
7. 選考と諾否の通知
当研究所の選考委員会（中長期構想委員会）、評議員会、理事会において選考・決定し、平成 22 年 2 月中に諾否を通知する。
9. 委託研究助成金の交付
平成 22 年 4 月中に委託研究助成金を交付する。
10. 研究報告

研究終了時に会計報告と共に、一般読者にも分かり易い研究のまとめを学術誌「生存科学 B」に投稿することとする（枚数は 4～10 頁とする。但し、文献、図表を含む）。発表論文には生存科学研究所の助成を受けたことを明記し、かつ、別刷り 10 部を提出することとする。

脳・心と教育研究会 シンポジウムのお知らせ

脳・心と教育研究会は平成 21 年 9 月 12 日(土)に国際文化会館において脳科学と芸術シンポジウムを開催いたします。詳細は追ってご連絡申し上げます。

研究会日報

- 4 月 15 日 (水) 臨床倫理指針研究会
- 4 月 23 日 (木) フランスの医療改革に関する研究会
- 4 月 30 日 (木) 人類生存に向けたナノテクノロジーの可能性と倫理研究会
- 5 月 14 日 (金) 平成 21 年度第 1 回理事会
- 5 月 20 日 (水) 臨床倫理指針研究会
- 5 月 21 日 (木) 医療政策研究会
- 5 月 27 日 (水) 平成 21 年度第 1 回評議員会
- 6 月 9 日 (火) 平成 21 年度第 2 回理事会
- 6 月 16 日 (火) 人類生存に向けたナノテクノロジーの可能性と倫理研究会
- 6 月 17 日 (水) 臨床倫理指針研究会
- 6 月 18 日 (木) 医療政策研究会
- 6 月 22 日 (月) 医療政策研究会
- 6 月 23 日 (火) 三役会
- 7 月 1 日 (水) フランスの医療改革に関する研究会
- 7 月 14 日 (火) 三役会
- 7 月 16 日 (木) 医療政策研究会
- 7 月 28 日 (火) 「元気と病気のあいだ」研究会
- 7 月 30 日 (金) 口腔システム研究会

